

【概要版】静岡県における障害者スポーツセンター基本計画

第1章 目的・位置付け

- 本計画は、関連計画及び本県における協議会の検討成果、コンソーシアム環境整備 WG における検討を踏まえ、基本構想をもとに、障害者スポーツセンターの全体像及び事務局に置く機能の対応や想定される取組を示すものである。

第2章 基本構想の概要(本県における障害者スポーツセンター整備の在り方)

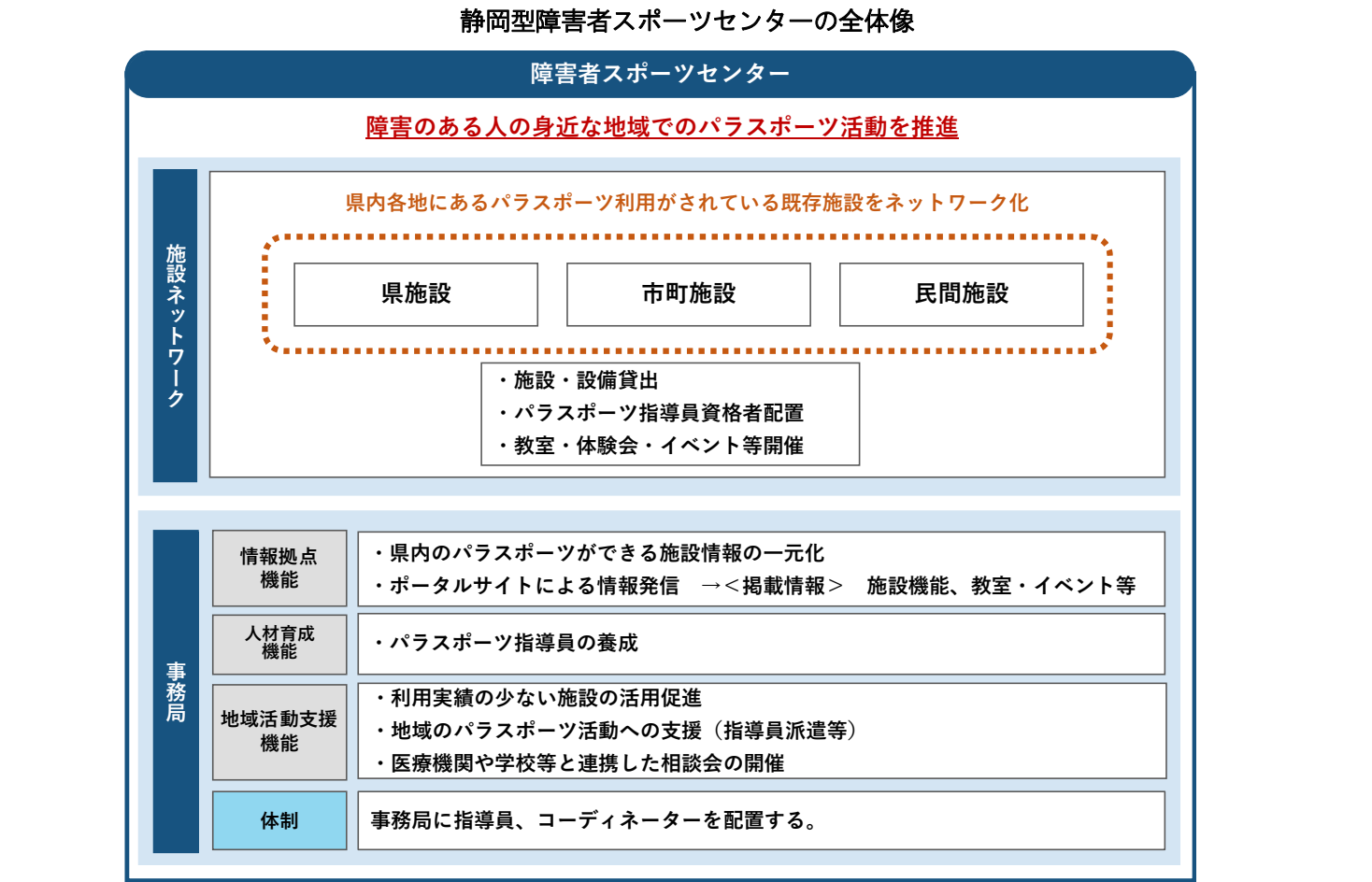
- 障害者スポーツの振興は、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会を実現することに通じ、すべての人が身近なところでスポーツを実施できる環境が必要になる。
- 「障害者スポーツセンター」は、単にスポーツ施設を表すものではなく、県域全体に障害者スポーツの普及等を行う、幅広い機能を持ったより包括的なものを表す。

県全体でのパラスポーツ振興に向けた3つの基本方針	
基本方針 1	障害のある人が、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境を整備する
基本方針 2	県、市町、民間の既存施設や新設予定施設等を活用し、相互に補完し合う仕組みを検討する
基本方針 3	県、市町、関係団体、民間等が連携して、障害のある人のスポーツ活動を支援する仕組みを検討する

第3章 静岡型障害者スポーツセンター

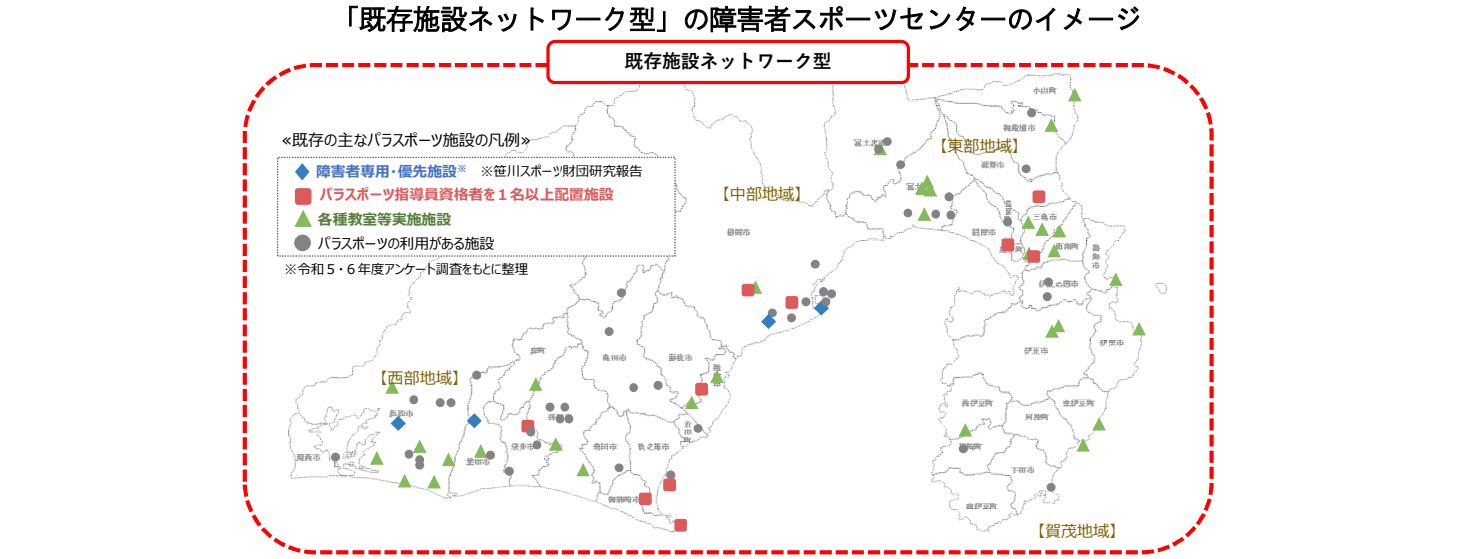
(1) 静岡型障害者スポーツセンターとは

- 新たな施設を整備するのではなく、障害のある人が身近な地域で活動できるよう、県、市町、民間の既存のパラスポーツで利用されている施設をつなぐ静岡型の「既存施設ネットワーク型」とする。
 - ①既存施設ネットワーク
障害のある人を分け隔てなく受け入れ、パラスポーツ利用がされている既存の県、市町、民間施設で構成する。
 - ②事務局
障害者スポーツセンターに必要な「情報拠点」「人材育成」「地域活動支援」の機能を運用するための人材を配置した事務局を設置する。
 - ③施設利用促進
利用団体や支援者との連携・調整により、県内各地にある障害者スポーツセンターの構成施設の利用促進を図り、障害のある人の身近な地域でのパラスポーツ活動を推進する。



(2) 既存施設ネットワーク

- ネットワークは、障害のある人を分け隔てなく受け入れ、県内各地のパラスポーツ利用がされている、既存の県、市町、民間の施設で構成する。



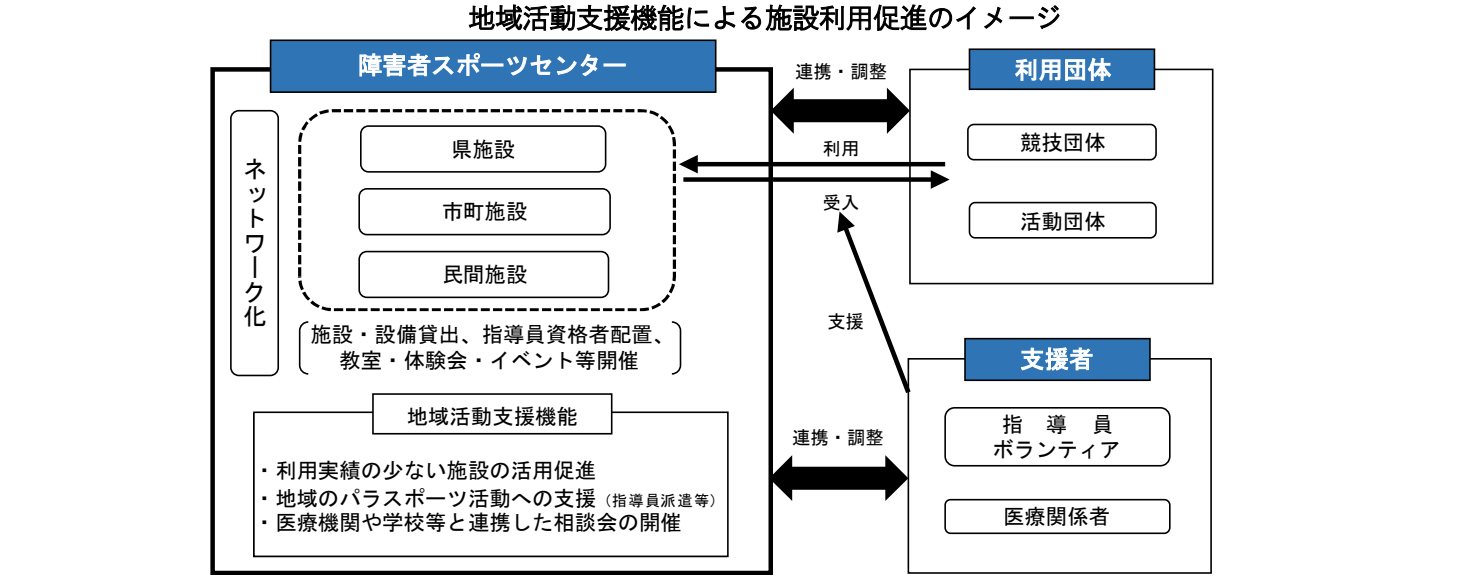
(3) 事務局

- 障害者スポーツセンターに、必要な人材を備えた事務局を設置し、以下の機能を置く。

機能	内容
情報拠点	■ 県内のパラスポーツができる施設情報の一元化 ■ ポータルサイトによる情報発信 →（掲載情報）施設機能、教室・イベント等 ■ 施設間での定期的な意見交換
人材育成	■ パラスポーツ指導員の養成
地域活動支援	■ 利用実績の少ない施設の活用促進 ■ 地域のパラスポーツ活動への支援（指導員派遣等） ■ 医療機関や学校等と連携した相談会の開催

(4) 施設利用促進

- センターの事務局に置く機能の一つである、利用団体や支援者との連携・調整を図り障害のある人の身近な地域でのパラスポーツ活動を推進する地域活動支援機能により、県内各地にあるセンターを構成する施設の利用を促進する。



第4章 障害者スポーツセンターの業務開始に向けたスケジュール

